

2018年（平成30年）3月16日

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏（京都産業大学法務研究科教授）
〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町
529 番地ヒロセビル4階
電話 075-211-5920
FAX 075-746-5207

「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する意見

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法（以下、「法」といいます。）13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

平成30年3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下「法案」といいます。）が第196回国会（常会）に提出されました。

当NPO法人としては、今後法改正の手續が進められ、消費者被害の救済に資する改正が早期に実現することを求めるものです。

しかしながら、法案には、内閣府消費者委員会の消費者契約法（平成12年法律第61号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等についての答申（平成29年8月8日付）（以下、「答申」という。）の趣旨を十分に踏まえていない内容が含まれています。

そこで、今後、法案を成立させる過程において、下記の3点について修正がなされることを求めます。

- 1 「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件の削除
- 2 法9条1号の「平均的な損害の額」に関する推定規定の導入
- 3 状況利用型つけ込み勧誘に対する取消権の導入

1 「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件を削除すべきことについて

「契約締結過程に関する規律」として、①消費者が抱いている不安をあおる告知をする、②勧誘者に対して恋愛感情等を抱いていることなどの人間関係を濫用するという2つのつけ込み型勧誘を困惑類型として追加し取消権が導入されることとなりました。しかしながら、法案では、この2つの勧誘のいずれも、答申にはなかった、消費者が「社会生活上の経験に乏しいことから」との要件が加えられています。

この「社会生活上の経験に乏しいことから」の要件が加えられると、救済の対象が若年者を中心とした消費者に限られてしまい、高齢者の被害に対応できない懸念があります。

もともと今回の消費者契約法改正は、内閣総理大臣からの諮問にもあったように高齢者被害の増加への対応が求められていました。困惑類型の追加は、答申の基礎となった消費者契約法専門調査会において、若年者に限らず高齢者など年齢に関係なく、消費者の不安につけ込んだり、人間関係を濫用するような不当な勧誘による被害の救済を念頭に議論されてきたものです。法案のように社会生活上の経験の有無や程度を取消権の要件とすることは、救済対象を限定することになりかねず、とりわけ高齢者に対する靈感商法などが取消権の対象から除外される可能性があり、答申の趣旨を大きく損なうものです。

よって、法案の成立にあたっては、「社会生活上の経験に乏しいこと」を要件から除外すべきです。

2 法9条1号の「平均的な損害の額」に関する推定規定を導入することについて

答申では、法9条1号の「平均的な損害の額」について消費者の立証責任を軽減するための推定規定の導入が提言されてきました。ところが、法案にはこの推定規定が含まれていません。

この推定規定の導入は、「平均的な損害の額」の主張立証責任は消費者側が負うとする最高裁判決がある中で、立証のために必要な資料を事業者側が保有していることが一般であることを踏まえて提案されたもので、法9条1号の規定を実効化するためには必要不可欠のものです。この推定規定を立法化しないことは答申の趣旨を大きく損なうものといわざるを得ません。

よって、法案の成立にあたっては、この推定規定を追加すべきです。

3 状況利用型つけ込み勧誘に対する取消権を導入することについて

答申に付言され、従前から当NPO法人が意見書等で制定を強く求めてきた高齢者や若年者などの年齢等による判断力不足を不当に利用して過大な負担をさせる、非作出型のつけ込み型勧誘行為に対する取消権も立法化されていません。

判断力の不足等を不当に利用する勧誘は最も典型的な高齢消費者被害であり、救済の必要性がきわめて高いといえます。また、民法の成年年齢の引き下げの法改正がされようとしており、若年者の被害救済への対応の必要性が増しています。判断力の不足等を不当に利用する勧誘は若年者にも典型的な被害であり、救済の必要性がきわめて高いといえます。

よって、法案の成立にあたっては、上記のような取消権を追加すべきです。

以上の通りの修正を求めて意見を述べるものです。

以上